

ICT 活用工事積算要領（土工） 令和4年10月

読 替 前	読 替 後
<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、土工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～5）または完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（土工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) 上記1）～4）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 	<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、土工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～5）または完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（土工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) 上記1）～4）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 <p>※費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が、上記の補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

ICT 活用工事積算要領（砂防土工） 令和4年10月

読 替 前	読 替 後
<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、砂防土工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～5） または完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（土工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) 上記1）～4）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 	<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、砂防土工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～5） または完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（土工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) 上記1）～4）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 <p>※費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が、上記の補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

ICT 活用工事積算要領（河床等掘削） 令和 4 年 10 月

読 替 前	読 替 後
<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数：1.2 ・ 現場管理費率補正係数：1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、河床等掘削（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）および2）とし、ICT 活用工事実施要領（土工）に示された、ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理およびその他の三次元計測技術（「1）に類似する」技術以外）を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）音響測深機器を用いた出来形管理 2）上記1）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 	<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数：1.2 ・ 現場管理費率補正係数：1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、河床等掘削（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）および2）とし、ICT 活用工事実施要領（土工）に示された、ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理およびその他の三次元計測技術（「1）に類似する」技術以外）を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）音響測深機器を用いた出来形管理 2）上記1）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 <p>※費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が、上記の補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2）受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

ICT 活用工事積算要領（舗装工） 令和4年10月

読 替 前	読 替 後
<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、舗装工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～3）または完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（舗装工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3) 上記1) または2) に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 	<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、舗装工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～3）または完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（舗装工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3) 上記1) または2) に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 <p>※費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が、上記の補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

ICT 活用工事積算要領（付帯構造物設置工） 令和4年10月

読 替 前	読 替 後
<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、付帯構造物設置工（ICT）と同時に実施する、掘削（ICT）、路体（築堤）盛土（ICT）、路床盛土（ICT）、法面整形（ICT）、舗装工（ICT）において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、付帯構造物設置工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～5）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（付帯構造物設置工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) 上記1）～4）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 	<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、付帯構造物設置工（ICT）と同時に実施する、掘削（ICT）、路体（築堤）盛土（ICT）、路床盛土（ICT）、法面整形（ICT）、舗装工（ICT）において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、付帯構造物設置工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～5）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（付帯構造物設置工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) 上記1）～4）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 <p>※費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が、上記の補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

ICT 活用工事積算要領（河川浚渫） 令和4年10月

読 替 前	読 替 後
<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、バックホウ浚渫船（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）および2）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（河川浚渫）に示された、その他の三次元計測技術（「1）に類似する」技術以外）を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）音響測深機器を用いた出来形管理 2）上記1）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 	<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、バックホウ浚渫船（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）および2）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（河川浚渫）に示された、その他の三次元計測技術（「1）に類似する」技術以外）を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）音響測深機器を用いた出来形管理 2）上記1）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 <p>※費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が、上記の補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2）受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

ICT 活用工事積算要領（法面工） 令和4年10月

読 替 前	読 替 後
<p>5 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用 （法面工）</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、法面工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（法面工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法枠工は除く） 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 上記1）～3）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 <p>（法面整形工）</p> <p>原則、断面管理にて出来形管理を実施するため、標記経費は計上しない。</p>	<p>5 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用 （法面工）</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、法面工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（法面工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法枠工は除く） 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 上記1）～3）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 <p>※費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び三次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が、上記の補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。 <p>（法面整形工）</p> <p>原則、断面管理にて出来形管理を実施するため、標記経費は計上しない。</p>

ICT 活用工事積算要領（構造物工（橋脚・橋台工）） 令和4年10月

読 替 前	読 替 後
<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、橋脚・橋台工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（構造物工（橋脚・橋台工））に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 上記1）～3）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 	<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め <p>なお、橋脚・橋台工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（構造物工（橋脚・橋台工））に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 上記1）～3）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 <p>※費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が、上記の補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

ICT 活用工事積算要領（構造物工（基礎工）） 令和 4 年 10 月

読 替 前	読 替 後
<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め <p>なお、基礎工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の 1）～ 4）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（構造物工（基礎工））に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 上記 1）～ 3）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 	<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め <p>なお、基礎工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の 1）～ 4）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（構造物工（基礎工））に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 上記 1）～ 3）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 <p>※費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が、上記の補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

ICT 活用工事積算要領（構造物工（擁壁工）） 令和 4 年 10 月

読 替 前	読 替 後
<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め <p>なお、擁壁工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の 1）～ 4）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（構造物工（擁壁工））に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 上記 1）～ 3）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 	<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め <p>なお、擁壁工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の 1）～ 4）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（構造物工（擁壁工））に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 上記 1）～ 3）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 <p>※費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が、上記の補正係数により算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。